

消費生活に関する緊急情報チラシ

「楽しんで稼げる」「確実に儲かる」等の広告にご注意!!



【事例1】「副業のはずが出会い系サイトに誘導された」

無料の写真共有アプリケーションで「1日5分! スマホで100万円稼げます。完全無料で安心安全」という広告を見つけサイトへ移動したところ、高額報酬の体験談を読みやる気になった。空メールを送信すると「相談にのってくれば報酬を提供します」とのメールが届いた。すぐにサイトに3,000円の登録料を支払い、免許証の写メを送信した。その後保証手続き料、システム導入費用、文字化け解除料など次々請求されたが「報酬と一緒にかった費用はすべて後で振込む」とメッセージを送ってきた相談者が言うので請求されるまま全額支払った。未だ約束の報酬をもらえないどころかサイトからの請求が続く。

【事例2】「投資で稼げると誘われたがマルチの勧誘だった」

高校時代の友人AからSNSを通じて「副業をしないか。投資でお金を稼ぐ方法がある」と誘われた。待ち合わせの喫茶店へ出向いたところ、投資の話と聞いていたが化粧品セットの話をし始め、105万円を30買うよう言われ友人を誘えば誘うほど配当金が増えると言われた。書類に署名させられクレジットカードで決済してしまった。

【アドバイス】

SNSでは「楽しんで稼げる」「もうかる投資」の広告や情報が溢れています。このような話を鵜呑みにして契約してしまった後、「おかしい」「だまされたのでは」と気付いても既に『高額なお金を支払い、個人情報も伝えてしまったので後戻りできず途方にくれている』『業者との交渉が思うようにいかない』などの相談が若者を中心に多く寄せられています。「うまい儲け話には乗らない」ことや「個人情報はネット上でやり取りしない」ことが大切です。

契約で困ったことや不審なことがあれば、ひとりで悩まないで、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

!! 「注意報」 架空請求のハガキが横行しています。 !!

突然、「貴方が契約した契約会社から民事訴訟として訴状が提出されました」と書かれたハガキが届きます。続けて読んでいくと「連絡しなければ原告側の主張が全面的に受理され、給与や動産、不動産の差し押さえを強制的に履行する」と書かれています。このようなハガキを受取っても連絡しないでください。無視しましょう。

**消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ**

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されている契約会社、もしくは事業者から契約不履行による損害賠償として、訴状が提出されました事をご通知します。

管理番号(わ)000 最終取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行開始の旨の下、差し押さえ及び差押。不動産の差し押さえを強制的に履行させていただきますので、裁判所執行による執行監督の交付をご依頼いただきますようお願い致します。

最終取り下げなどのご相談につきましては、当所にて承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

尚、書面での連絡となりますので、プライバシー保護のため、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年 月 日

法務省管轄支所 民間訴訟告知センター
東京都千代田区墨田が2丁目1番9号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 05-0000-0000
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

郵便はがき
00000000

草津
花子
様

滋賀県草津市〇丁目〇〇

【>裏面もご覧ください】